



質問

宅地建物取引業法に基づく重要事項にかかる調査依頼があったときに、先方に提出する報告書の書式はありますか。



回答

法定の書式は特にありませんが、当協会では、管理に係る重要事項報告作成に関するガイドラインと書式例を作成していますので、こちらを参考にしてください。

一般社団法人 マンション管理業協会 ホームページ (<http://www.kanrikyo.or.jp>)

協会の活動



「業務関連資料(協会策定・発行)」



「管理に係る重要事項報告作成に関するガイドライン (平成 28 年 3 月 一部改訂)」



5. 様式 3 管理に係る重要事項調査報告書

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。